

## 横浜市戸塚スポーツセンター指定管理公募に関する質問と回答

番号	分類	ページ	大項目	中項目	小項目	質問内容	回答
1	公募要項	1	2	(5)		該当諸室が閉館(利用停止)になっている期間、その諸室で実施している教室を振替開催するために、該当外諸室の優先利用枠を拡大することは可能かご教示ください。	一般利用枠確保の観点から、優先利用枠の拡大はできません。
2	公募要項	4	6	(4)		修繕の費用について、「1件あたり100万円(消費税別)を上限」と記載がありますが、1件あたり100万円以上の修繕提案をしてもよろしいかご教示ください。	ご提案していただくことは構いませんが、実際の実施においては区との協議により決定していきます。
3	公募要項	4	6	(4)		第2期指定管理提案では12条点検分の費用を計上していましたが、12条点検は市が行う(契約)ことになり、指定管理料から該当点検費用を差引かれています。第3期も横浜市が直接実施していただけたらと考えてよろしいかご教示ください。	本市が実施していきます。
4	公募要項	5	6	(7)		「1施設当たり1口座を原則」と記載されていますが、施設毎の収支管理を行っていれば1施設1口座設けなくてもよろしいかご教示ください。	会計上の透明性の確保と本施設収支管理を徹底していただくことを条件として認めることは可能です。
5	公募要項	6	7			管理経費算出にあたり、消費税率は現行の8%での算出でよろしいでしょうか。また、指定管理期間中に消費税率が改正された場合、リスク分担では協議となっていますが、差額は指定管理料の変更で対応いただけると理解してよろしいかご教示ください。	消費税率は現行の8%で算出してください。指定管理期間中に消費税率が改正された場合は、本市全体の方針に則ります。なお、消費税率5%から8%の変更による影響額については指定管理料に反映しています。
6	公募要項	15	9	(4)		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条第1項において、役員は理事及び監事を示しておりますので、評議員については申請団体役員名簿(様式3)の一覧に含めないと理解してよろしいかご教示ください。	評議員は含めなくて結構です。
7	公募要項	15	9	(4)		先般、役員の変更が行われました。新役員が登記事項証明書に反映されるまでに時間がかかるため、提出日の申請団体役員名簿(様式3)と登記事項証明書内役員名が異なる場合がありますがよろしいかご教示ください。	構いません。後日、新役員名が記載された登記事項証明書を追加してご提出をお願いいたします。

8	公募要項	16	9	(4)		提案書(様式8~17)及び収支計画書(様式18、19~23)について、各様式のページ数の目安はあるかご教示ください。また、任意様式で提出する場合、各様式のページ数の目安はあるかご教示ください。	各様式のページ数に目安はありません。
9	業務の基準	10	第2	1	(10)	受入対象年齢による託児保育者数の基準はあるかご教示ください。	戸塚区では、別紙「戸塚区一時託児推進事業実施要領」に基づき、実施しておりますので、ご参考にしてください。
10	業務の基準	10	第2	1	(10)	託児保育者の謝金額(時給)の基準はあるかご教示ください。	戸塚区では、別紙「戸塚区一時託児推進事業実施要領」に基づき、実施しておりますので、ご参考にしてください。

戸塚区一時託児等推進事業実施要領

平成17年4月1日制定

平成23年8月5日改正(戸地振第560号)

1 目的

横浜市男女共同参画行動計画に基づき、戸塚区内において乳幼児の保護者の社会参加をより一層促進し、また乳幼児を持つ保護者がスムーズに戸塚区の事業に参加できるよう支援するために、一時託児ならびに見守保育を実施します。

一時託児等は、保護者の社会参加を図るばかりでなく、乳幼児が保護者と離れた時間を豊かな関わりの中で過ごせるよう配慮するとともに、保育協力者の社会参加の場として充実します。

2 対象事業

- (1) 戸塚区が主催または共催する事業
- (2) 横浜市が戸塚区内で主催または共催する事業

3 内容

(1) 一時託児

ア 対象となる子ども

対象事業の参加者の養育する子どもであって、2歳以上の未就学児とします。ただし、2歳未満の子どもの託児希望があったときは、保育協力者と協議をして、了承の上で受け入れるものとします。

イ 保育内容

保護者から離れた別室において事業の開催中に預かる集団託児

ウ 一時託児の時間

概ね3時間とします。(準備・片付けを含む)

エ 一時託児の場所

原則として対象事業の会場と同一敷地内にある会議室、和室とし、会議室を使用する場合にはカーペット等を敷く等安全面に配慮します。

(2) 見守保育

ア 対象となる子ども

対象事業の参加者の養育する未就学児とします。

イ 保育内容

保護者の子どもを一時的に預かる一時保育

ウ 見守保育の時間

概ね3時間とします。(準備・片付けを含む)

エ 見守保育の場所

対象事業の会場内もしくは同一敷地内にある会議室、和室とし、会議室を使用する場合にはカーペット等を敷く等安全面に配慮します。

#### 4 保育協力者

##### (1) 配置基準について

###### ア 一時託児

・2歳以上の子どもに関しては、子ども6人以下の場合は保育協力者が2人、子どもが7～10人までの場合は3人、子どもが11人以上の場合は3人まで増えるごとに、保育協力者を1人増やします。

###### イ 見守保育

・1回の事業について保育協力者を2人以上とします。

##### (2) 保育協力者は次のグループ等に協力を依頼します。

###### ア 戸塚区内で活動する保育ボランティアグループ

###### イ 育児や保育の経験のある市民

##### (3) 活動保険

保育協力者の一時託児の活動に関わる事故については、保育協力者が加入する保険で対応することとします。

#### 5 一時託児等の準備

##### (1) 依頼方法

対象事業の主催者は、戸塚区内で活動する保育ボランティアグループに一時託児等の依頼を予定している場合は、原則として事業開催日の前月の5日までに地域振興課に保育協力者の派遣を依頼するものとします。地域振興課は、依頼を保育ボランティアグループの担当者に伝え、担当者は対象事業の主催者に回答するものとします。

育児や保育の経験のある市民に依頼する場合は対象事業の主催者が直接依頼します。

##### (2) 事前打ち合わせ

事業主催者は事業開催日までに必要な事項について保育協力者と打ち合わせを行います。

##### (3) 安全への配慮

保育協力者は、名札を着用し、安全に十分配慮します。事故等緊急の事態が発生した場合は、速やかに事業主催者に連絡するものとします。事故への対応は、事業主催者が行うものとします。

#### 6 一時託児の実施

事業主催者は、次の点にも注意して、一時託児を実施します。

##### (1) 広報

対象事業の開催について広報する場合に、一時託児についても周知し、期間を定めて事前の申込みを受付けるものとします。

##### (2) 受付

事業主催者は、申込みがあった場合、一時託児受付簿(様式1)に必要事項を記載します。

また、保育の申込みをした保護者に対し「保護者の方へ」(様式2)と「保育カード」(様式3)を送付します。ただし、保育協力者と協議し、了承の上で、送付を省略できるものとします。

(3)事前連絡

事業主催者は、事業開催日の7日前までに一時託児の受付人数を確認し、保育協力者の連絡担当者に連絡するものとします。

(4)当日の受付

保護者は、あらかじめ子どもの健康状態等に配慮しておくとともに、子どもを引き渡す時に、「保育カード」を保育協力者に渡します。

事業主催者は、一時託児受付簿により出欠状況を確認します。

保育協力者は、「保育カード」により、預かる子どもの健康状況や注意事項を確認します。

7 費用負担について

(1)保育協力者への謝金

事業主催者は、保育協力者に対して1人1回の依頼について3,000円の謝金を支払うものとします。(交通費を含む)

(2)保護者の負担

預かる子どものおやつ代は、原則として実費相当額を保護者から徴収します。おやつ代を徴収する場合には、広報等で予め明記するものとします。

附 則

この要領は、平成23年8月5日から施行する。